

本日は受験者数が24名と最小を更新。平均点も7.4点とやや低めでした（前半15回の平均は7.65点）。

- 01 和解契約は紛争を終結させる合意であるから、和解の前提となった事実~~に~~錯誤があっても、~~和解契約を無効として争うことは、和解の趣旨に反して許されない。~~

和解した内容自体に関する錯誤は考慮されませんが、前提や基礎とした事実についての錯誤については、無効主張が許されます。金菊印特選苺ジャム事件（最判昭33・6・14民集12巻9号1492頁P157）が著名です。最小だと「許されない。」を消すのでも趣旨は理解できますので今回は正解にしますが、あまり適切な消し方ではありません。以下でも同様の問題がありますので、次回から気をつけてください。

- 02 民法上の組合には、法人格がないので、契約の当事者となることができないし（組合員全員の名前を示さず組合の名前を表示する形での代理は可能）、~~訴訟の当事者になることもできない。~~

組合には法人格はありませんので前段は正しいですが、民訴29条が（類推）適用されま~~す~~（最判昭37・12・18民集16巻12号2422頁）ので誤りです。

- 03 組合員は、やむをえない事情があれば、いつでも組合から脱退できる。しかし、組合からの脱退を禁止する旨の特約は、~~組合の存続期間が定まっていれば有効である。~~

678条は存続期間の有無を問わず、やむを得ない事情があれば、脱退ができるとしていますので第1文は正しい。これに対して、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約における約定は、個人の自由を著しく制限するものとして無効である（最判平11・2・23民集53巻2号193頁P260。七人のヨットクラブ事件）とされています。最小だと「有効」を消すものです。「組合の存続期間が定まっていれば」だけを消したものは、無条件有効説になるので不正解です。半数近くが不正解だったのですが、この判例は重要ですので、ぜひ見直してください。

- 04 Xの長期出張中、妻Yは、X所有の著名画家の掛け軸甲が急騰中であることに着目して、これを自己の物と称し、Xに無断で200万円で売った。その直後に、その画家の作品の評価が急落して買値がつかなくなった。その後Yと離婚したXは、Yの預金口座にある甲の売却代金の残り100万円を引き渡すよう、~~Yに請求できる。~~

悪意もしくは重過失ある管理者に本人のためにする意思がなくても、収益の剥奪を含む清算責任を負わせるため、事務管理の規定を準用する規定がドイツ民法では存在し、それにならって日本でも解釈上準事務管理として事務管理の規程の類推適用を認めるべきだとの見解が存在します。もっとも、準事務管理を認めたものは下級審裁判例にもないので、Xにそのような権利が認められると断言するのはダメでしょう。4割近くの人が不正解でした。

- 05 医師が意識のない行き倒れ者の手当をしたとしても、治療に必要なとなった医薬品の費用のみならず~~診療報酬も請求することができる。~~

治療に必要なとなった医薬品の費用は有益費の償還として請求可能でしょう。報酬は否定的な見解が多いです。もっとも、定型的な報酬は認めてよいとの説もあります。最後の「できる」のみを消している答案については、否定している範囲が不明確であるため、不正解としました。最小だと「診療報酬も」だけを消しているものは、趣旨が理解できますので正解とします。4割以上の人が不正解でした。

- 06 組合債務の引当では組合財産であり、組合に対する債権者は、組合員個人と取引をしたのではないから、~~組合財産以外の各組合員の個人財産には強制執行できない。~~

組合財産が全額の責任を負うと同時に、組合員個人も675条により、組合契約によって定められた損失分担割合に応じた債務を負います。問題文は明確に誤りです。「組合員個人と取引をしたのではないから、」と理由だけを否定するのは、結果が間違っていることを指摘できていないので不正解です。

- 07 組合財産は全組合員の共有である(668条)。各組合員は、組合存続中は組合財産の分割を請求することはできないものの、~~各自の持分を自由に処分できる。~~

668条の「共有」は、組合の存続中は持分権の譲渡や分割請求ができない点で、一般に、通常の共有とは異なる「合有」と解されています。問題文が曖昧で、法文上は共有、解釈では合有なので、消していてもいなくてもよい(不正解としない)ものとしました。

補足説明にも書きましたが、対抗できないという文言で規定されているものの、実質的には無効扱いです。「自由に」だけを消しているのは不足ですので不正解です。本問は正解率が9割以上と良くできていました。

- 08 共有者の1人が共有物の改良に役立つ費用を支出した場合、他の共有者も改良を喜んでいても、~~自分の好みで改良したのだから、事務管理は成立せず、他の共有者に費用の償還を求めることはできない。~~

持分を超える費用支出はむしろ他の共有者の事務をそのために果たしていることとなります。「事務管理は成立せず」以下文末までを消したものが微妙です。理由も変なので解答例のように消して欲しいですが、譲歩して理由部分は消していなくてもよいとしました。他方、事務管理の不成立と償還請求不可は、どちらも間違っているので両方消す必要があります。約3割の人が不正解でした。

- 09 組合は、~~解散事由の発生により直ちに消滅する。~~

清算結了までは組合は清算の目的の範囲内で存続します。最小だと「直ちに」だけを消しても意味はわかりますので正解としました。

- ⑩ A組合の組合員Cは、自らがBに対して有している債権によって、BのAに対する債権と相殺することができる。

組合Aには法人格はないので、法的にはCのBに対する債権と、BのC(を含むAの組合員全員)に対する債権は、二当事者間に対立して存在しています。また他の組合員との関係では微妙ですが、他の組合員の債務の第三者弁済に類するものですから可能だと解されています。